

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	通信指令課
委 託 業 務 名	高機能消防指令システム保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号 大津市消防局 他
概 要	高機能消防指令システムの保守点検業務及び障害発生時の即時対応（ソフトウェアの障害対応及びシステムデータ等のサポート対応を含む。）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	59,851,880円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 [名称] 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(京都)
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務委託は、高機能消防指令システムの性能維持を確保し、支障なく運用できるように、保守点検業務及び障害発生時における即時対応を委託するもの。 富士通 Japan 株式会社は高機能消防指令システムを設計、製作、施工しており、そのハードウェア及びプログラム等について排他的権利を有し、一般に公開されていない。このため、同社以外の者では、保守点検業務及び障害対応が行えないことから競争入札には該当せず、上記の業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。